

苫小牧市監査委員告示第3号

令和元年度苫小牧市定期監査及び財政援助団体等  
監査の結果に基づき講じた措置の公表について

令和元年度苫小牧市定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、令和3年4月13日付けで苫小牧市長から別添のとおり通知があったので、同項及び苫小牧市監査委員条例第6条の規定により公表する。

令和3年4月19日

苫小牧市監査委員 玉川 豊一

苫小牧市監査委員 小山 征三

苦行監第70号  
令和3年4月13日

苦小牧市監査委員 玉川 豊一 様

苦小牧市監査委員 小山 征三 様

苦小牧市長 岩倉 博文



令和元年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果報告に基づく措置の通知について

標記の結果報告に係る措置について、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知する。

1 支出事務

指摘事項	補助金の適正な算定を行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>苫小牧市店舗改装費補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日施行）によれば、店舗改装費補助金の額は、対象経費の 2 分の 1 に相当する額で、その額に端数があるときはこれを切り捨てた額とすると規定されている。実際の補助金の算定では千円未満の端数を切り捨てる取扱いになっていたが、当該交付要綱の規定にはどの単位の端数を切り捨てるかについて定めがないので、端数処理の方法について明確にする必要がある。</p> <p>また、中小企業創業サポート事業補助金の交付事務では、苫小牧市中小企業創業サポート事業補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行）に定めがない者に補助金が交付されていた。当該補助金の広報資料である苫小牧市中小企業創業サポート事業（概要）には当該者を補助対象者とする旨の規定が定められていたが、補助金の根拠となる交付要綱の改正を失念したものである。</p> <p>補助金交付要綱に不備がないか点検すべきものとする。</p>
指摘に対する措置	<p><b>【産業経済部 商業振興課】</b></p> <p>店舗改装費補助金交付要綱については、令和 2 年 4 月 1 日付の改正にて、要綱第 7 条に補助金の額を「千円未満を切捨て、税抜き金額を対象」とすることを加え、端数処理の基準について明記した。</p> <p>同様に、中小企業創業サポート事業補助金交付要綱についても、令和 2 年 4 月 1 日付の改正にて、要綱第 5 条に「市が指定する創業セミナーを受講すること」を加え、補助金の根拠となる補助対象者を明記した。</p> <p>いずれの監査意見についても、業務にあたる職員、担当主査、課長が補助金支出時における要綱と支出要件の確認など、今後はチェックをより厳重に行うこととし、適正な事務に当たることとしたい。</p>

指摘事項	時間外勤務手当の適正な算定を行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 3 号）第 12 条第 3 項では、正規の勤務時間外に勤務することを命じられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すると規定している。</p> <p>この正規の勤務時間外にした勤務の時間 60 時間の算定に当たり、休日（苫小牧市一般職の職員に関する条例（昭和 26 年条例第 36 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項に規定する休日をいう。以下同じ。）に割り振られた正規の勤務時間に勤務した時間を含める取扱いがされていた。</p> <p>休日は、正規の勤務時間が割り振られ、任命権者が特に勤務することを命じる場合を除き、職員の勤務は免除されるものとされているので、休日の正規の勤務時間に勤務する場合は、正規の勤務時間外にした勤務には該当しないこととなる。</p> <p>給与の支給に当たっては、関係条例の規定に基づき適正に執行する必要がある。</p>
指摘に対する措置	<p><b>【総務部 行政監理室】</b></p> <p>令和 2 年 4 月 1 日付けで「休日勤務手当の取扱いについて（通知）」を発出し、休日勤務手当の考え方や処理方法、時間外・休日勤務命令簿の様式改正等について職員周知を行うとともに、所管の担当職員間で認識の統一を図った。</p> <p>また、休日勤務手当及び時間外勤務手当の支給に誤りがあったものについては、法令の規定に基づき、追加支給又は戻入により是正を行った。（R3.2 実施済）</p>

## 2 財政援助団体の事務

指摘事項	伝票作成等の適切な手続を行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>市が財政援助を行っている団体における現金出納事務については、財政援助団体における現金出納事務等のガイドライン（平成 27 年 10 月 20 日 財政部長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき、伝票を作成して事務局長の決裁を受けるとともに、収入及び支出の書類は、市の会計規則の様式に準拠することとされている。</p> <p>財政援助団体である苫小牧市立病院医局部門研究研修会において、伝票の作成がされておらず、また、出納の決定に関して決裁が行われていないものが見られた。</p> <p>ガイドラインに従って適正な事務処理に努めるべきである。</p>
指摘に対する措置	<p><b>【市立病院 苫小牧市立病院医局部門研究研修会】</b></p> <p>収入及び支出について伝票を作成し、事務局長の決裁を受ける事務処理に改めた。</p>

別紙 監査意見に基づき講じた措置

定期監査及び財政援助団体等監査を通じて

監査意見	<p>補助金に関する指摘は、ともに補助金に係る交付要綱に不備が認められたものである。補助金交付事務に関しては、平成 28 年度行政監査や平成 30 年度定期監査において意見を述べてきているが、それらを参考に、改めて当該事務全体の点検に取り組む必要があるものと考ええる。</p> <p>また、補助金や時間外勤務手当の算定に関する指摘は、いずれも事務の根拠の確認が重要であり、一度仕組みが構築されてしまうと、後任の職員はその仕組みが正しいものと考えて事務を処理しようとするが、必ずしもそれが正しいとは限らない場合があることを示しているのではないかと考える。</p> <p>現在行っている事務処理が法律や条例、規則等に違反していないか、考え方に誤りはないか、さまざまな角度から点検を行い、前例踏襲に陥らない適正な事務処理の確保を望むところである。</p>
意見に対する措置	<p><b>【財政部 財政課】</b></p> <p>補助金等の交付手続における規則や要綱等の確認について、「補助金交付事務チェックシート」等の活用により適正な事務処理の執行に努めるよう周知した。(R3.3 実施済)</p> <p><b>【総務部 行政監理室】</b></p> <p>事務処理における根拠法令等の確認について、階層別研修 (R3.4 実施済) やコンプライアンス推進の取組等を通じて適正な事務処理の執行に努めるよう指導した。(R3.1 実施済)</p>